

# 西日暮里駅前地区市街地再開発事業 まちづくりニュース

NO.59

2024年2月号  
西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合



## 組合設立説明会を開催しました

2月3、4日二日間、延べ4回にわたり、西日暮里5丁目町会会館にて準備組合主催の再開発組合設立に向けた説明会を開催いたしました。

お忙しいところ、延べ75名の皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございました。

説明会では、総じて、当日ご説明したスケジュールを遵守して進めていくようご意見を賜わり、また、参加組合員予定者である東急不動産からは、皆様に喜ばれる事業となるようご支援して参りたいとの発言もありました。引き続き、役員一同準備組合一丸となって進めて参る所存です。

説明会の概要は以下のとおりになります。

### 1. 組合設立に向けた手続き

- ・都市再開発法に基づく、再開発組合設立の手続き

### 2. 定款案の概要

- ・通常の法人と同様に定める再開発組合のルール（運営等）

### 3. 事業計画案の概要

- ・事業名、事業の目的、設計の考え方と計画案、資金計画案、事業スケジュール案など

### 4. 個別面談のご案内

- ・定款と事業計画に基づき、2月下旬から個別面談の開始を予定しています。
- ・再開発組合設立の同意のお願いをいたします。

**(詳細は裏面をご参照ください)**



## 2月下旬から個別面談を予定しています

### ■組合設立同意に向けて、個別面談を行います

2月3、4日の説明会では、事業全体のご説明をいたしました。個別面談では、定款、事業計画等とともに、権利変換の概要をご説明いたします。例えば、住宅の各層（上層～低層）など概ねの位置イメージをお示ししたうえで、ご要望、ご相談をお伺いいたします。

また、再開発ビルへの入居を考えておられず、転出をご希望の方のご要望もお伺いいたします。

2月下旬より、事務局が順次ご連絡致しますので、宜しくお願いいたします。

### ■組合設立の同意

事業計画と定款についてご理解・ご納得をいただき、権利変換あるいは転出の概要にご理解をいただけましたら、組合設立の同意書をご提出いただきます。

同意書には印鑑証明を添付し、実印の押印をいただきます。

みなさまのご同意に基づき、都に組合設立の認可申請を行い、都知事の認可により再開発組合として法人格を得ることとなります。



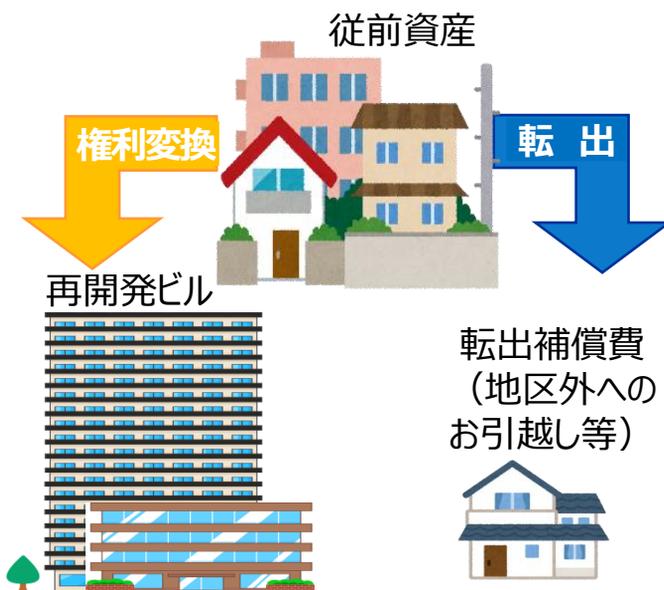
## 3月9日(土) 税務説明会(①10:00~/②13:00~)を開催します

再開発事業に伴う税金の取り扱いについて、税務説明会を開催いたします。

権利変換の場合と転出の場合の税金の扱いを、個人と法人の場合の両方についてご説明いたします。

詳しくは、本ニュースに同封しました案内文をご覧ください。

準備組合顧問税理士の藤浪会計事務所がご説明いたします。



### 西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合事務所

〒116-0013 荒川区西日暮里5-34-3 ムツミビル5階北側

電話番号：03-6806-7947 F A X：03-6806-7946

E-mail: nishinipporiekimae@piano.ocn.ne.jp

開所日/開所時間：月～金（土日祝日を除く）10:00～17:00まで